

許認可等の内容	督促手数料の徴収の免除		
根拠法令及び条項	鳥取市税外収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例第 4 条		
担 当 課	税外収入金の各主管課	処分権者	市 長
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 27 年 4 月 1 日
<b>審 査 基 準</b>			
<p>税外収入金の督促手数料の徴収の免除は、条例第 4 条の規定により、やむを得ない理由があると認められるかどうかについて審査し、決定する。</p> <p>ここで、「やむを得ない理由」とは、税外収入金の納付義務者（以下「納入者」という。）が、次のいずれかに該当することにより収入が減少し、若しくは多額の出費を要する状態が継続しているため、納付が困難と認められるものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 納入者が、その財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難に遭ったとき。</li> <li>(2) 納入者と生計を同じくする親族が病気にかかり、又は負傷したとき。</li> <li>(3) 納入者が、その事業を廃止し、又は休止したとき。</li> <li>(4) 納入者が、その事業につき著しい損失を受けたとき。</li> <li>(5) 前各号に該当する事実に類する事実があったとき。</li> </ol>			

許認可等の内容	延滞金の減免		
根拠法令及び条項	鳥取市税外収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例第 6 条		
担 当 課	税外収入金の各主管課	処分権者	市 長
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日
<b>審 査 基 準</b>			
<p>税外収入金の延滞金の減免は、条例第 6 条の規定により、災害を受けた者その他やむを得ない事由があると認められるかどうかについて審査し、決定する。</p> <p>ここで、「災害を受けた者その他やむを得ない事由」とは、税外収入金の納付義務者（以下「納入者」という。）が、次のいずれかに該当することにより収入が減少し、若しくは多額の出費を要する状態が継続しているため、延滞金の納付が困難と認められるのをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 納入者が、その財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難に遭ったとき。</li> <li>(2) 納入者と生計を同じくする親族が病気にかかり、又は負傷したとき。</li> <li>(3) 納入者が、その事業を廃止し、又は休止したとき。</li> <li>(4) 納入者が、その事業につき著しい損失を受けたとき。</li> <li>(5) 前各号に該当する事実に類する事実があったとき。</li> </ol>			
<p>変更年月日 平成 27 年 4 月 1 日</p>			

許認可等の内容	保険料の徴収猶予		
根拠法令及び条項	鳥取市国民健康保険条例第 22 条第 1 項		
担 当 課	収納推進課	処分権者	市 長
標準処理期間	1 月	設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日
<p><b>審 査 基 準</b></p> <p>保険料の徴収猶予は、条例第 22 条第 1 項に規定する徴収猶予の基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次に掲げる事項のいずれかに該当することにより、生活困難となり、保険料の全部又は一部を一時に納付できない場合とする。ただし、徴収猶予は 6 か月を最長期限として、支払能力の回復が見込めるまでの期間として、個々の状況により判断する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 納付義務者がその資産について、震災、風水害、落雷、火災若しくはこれらに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき。</li> <li>2 納付義務者がその事業又は業務を廃止し、又は休止したとき。</li> <li>3 納付義務者がその事業又は業務について甚大な損害を受けたとき。</li> <li>4 前 3 号に掲げる理由に類する理由があったとき。</li> </ol> <p>ここで、「前 3 号に掲げる理由に類する理由」とは、納付義務者又は家族が疾病のため継続して多額の医療費等の支出が必要なこと、退職等により賦課の基礎となった所得金額が 30%以下にまで減少することなどをいう。</p>			
<p>変更日 平成 23 年 11 月 30 日</p>			